

厚生労働省所管特別民間法人等の改革案について

法人	省内事業仕分け	行政刷新会議WG
社会保険診療報酬支払基金	○	
中央労働災害防止協会	○	○
建設業労働災害防止協会	○	
中央職業能力開発協会	○	
企業年金連合会	○	
全国健康保険協会	○	

※ 特別民間法人等については、省内事業仕分けを行った法人のみ掲載

特別民間法人社会保険診療報酬支払基金の改革案について

○平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」(☆「新計画」)を策定する方針。

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度> 5,256人
 <平成22年度> 5,087人
 [▲169人]

<平成23年度>

平成23年度に 4,962人
 平成24～27年度
 少なくとも 4,562人以下

・管理部門を含めて☆「新計画」に年度ごとの削減数など具体的な削減計画を盛り込み、更なる上積みを目指す方針。

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	4/20人中	4/20人中	-
職員	9/5,256人中	8/5,087人中	▲1

改革効果

《削減数》

- ・平成23年度 ▲125人
- ・平成24～27年度
少なくとも ▲400人以上

仕分け後

《今後の対応》

- ・役員:平成22年8・9月の改選時に公募(理事、監事)
- ・職員(8人):定年後解消

仕分け後

2. モノ(余剰資産などの売却)

- ・遊休不動産の処分 → 22年度中に売却業務を支部から本部へ移管
- ・宿舎の見直し → ☆「新計画」に平成23～27年度の5年間で空戸宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行計画を盛り込む。

《売却見込額》

- ・☆「新計画」に具体的な削減計画を盛り込む。

仕分け後

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度> 394.2億円
 <平成22年度> 2.7億円
 [▲391.5億円]

<平成23年度>

2.5億円(▲0.2億円)

- ・平成22年度 高齢者医療運営円滑化事業の廃止等による削減 ▲391.5億円
- ・平成23年度 介護保険関係業務費補助金 2.33億円
社会医療診療行為別調査委託費 0.26→0.12億円
診療報酬データ提供・レセ電調剤分析データ提供委託費 0.14→0.07億円

《削減額》

仕分け後

- ・調剤分析データ経費を約700万円削減
- ・社会医療診療行為別調査委託費を約1400万円削減。

- ・24年度レセ電算調剤分析データ取得費の廃止(22年度約900万円)

4. 事務・事業の改革

1 審査の充実(審査の質の向上)

- システムチェックの拡充(傷病名と医薬品、診療行為等の適応等とのチェック等)
- 突合・縦覧審査の実施 [効果:①保険者の再審査請求に係る事務処理負担が軽減
②少なくとも54億円(20年度審査実績)の査定効果]
- 支部間差異の解消(統計的データを活用した実績の評価等) →国民への審査の信頼性の向上
- 「21年9月審査分の支部間差異サンプル調査(福岡/山口/千葉)」を分析(22年度前半まで)
し、原因・対策を検討 仕分け後
→ 分析結果については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」において公開で検証
(22年内) 仕分け後

2 手数料の引下げ(保険者の財政負担の軽減)

- 新計画に平成23年～27年度までの手数料削減目標を盛り込む。
- 積立金の取崩し
 - ・ 施設及び設備準備積立金の積立の凍結
 - ・ 平成24年度までに別途積立金(20年度末:69億円)の全額を取崩し
- システムの見直し
 - ・ 平成24年度を目途に機器更新
 - ・ 外部機関によるシステム監査を実施
- 人件費の見直し 仕分け後
 - ・ 厚生労働省として、国民の理解が得られる適正な給与水準として、最終的にラスパイレ
ス指数を100となるよう要請。
 - ・ 引き下げ要請を受けて、支払基金としての引き下げに向けた実現方策を検討。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(支払基金)

主な指摘事項

1. 手数料額が妥当なのか議論すべき。

- ・手数料が妥当なのかどうかきちっと議論すべき。
- ・点検コストが上がれば手数料も上がる。コスト削減努力をしなければ自動的にお金が入ってくる。何らかの歯止めをかける仕組みを考えていきたい。(大臣)
- ・健保は赤字。業務コスト870億円の大規模な削減が必要。前さばきのアウトソーシング、レセプト電算化に伴う人件費の削減など、いろいろな方法を取り入れること。(中山仕分け人)
- ・業務効率化のためのシステム投資をゼロベースで再度検討すべき。(大久保仕分け人)
- ・業務効率化、コスト削減等、改革案の効果の説明責任を果たすべき。(大久保仕分け人)
- ・電子レセプト等によるIT化により、事務の効率化とスリム化を達成し、同時に査定率と連動して手数料を下げるべき。(日野仕分け人)
- ・査定額とコストのアンバランスから見てレセプトすべてを審査しているのは不合理。(日野仕分け人)
- ・高い点数・判定の難しいレセプトを審査すればよい。低コストレセプトはオンライン化でより手数料を引下げ1件当たり70円程度とすべき。(日野仕分け人)

改革案の更なる見直し内容

1. 業務効率化のための新たな計画を策定

- ・平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する。

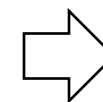
2. 保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討

- ・厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において、①組織の見直し、②競争の促進、③業務の効率化・民間参入の促進を検討(22年4月～現在まで4回開催、公開)し、22年内(を目途)に検討課題に関する議論を一巡させる。
→ 改革に着手できる事項は順次実施。

<仕分け前の改革案>

<仕分け後の改革案>

- 1. 基金において新たな計画を策定



- 1. 基金において新たな計画を策定
- 2. 厚生労働省保険局の審査支払機関の検討会においても検討

主な指摘事項

2. 地域間格差が余りにもありすぎる。その理由を調査すべき

- ・地域間格差が余りにもありすぎる。どういう理由でこれだけ離れているのか、その理由をきちっと調査していきたい。(大臣)
- ・審査能力・査定率の一層のレベルアップを達成すべき。(日野仕分け人)
- ・レセプトのオンライン化を推進、審査委員会を20支部に縮小し情報の共有を図り、査定率の地域差異を解消する対策を緊急に実施すべき。(日野仕分け人)

改革案の更なる見直し内容

1. 支部間差異の解消

- ・基金の「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の報告書(22年3月公表)を踏まえ、支部間差異の解消に取り組む(統計的データを活用した実績の評価等)

2. 支部間差異のサンプル調査を分析し、原因・対策を検討

- ・基金「検討会」で実施した21年9月審査分の支部間差異サンプル調査(福岡/山口/千葉)を分析(22年度前半まで)し、原因・対策を検討

3. 基金の分析結果については厚生労働省保険局「検討会」において公開で検証

- ・基金の分析結果については、厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において公開で検証(22年内)

<仕分け前の改革案>

1. 支部間差異の解消

<仕分け後の改革案>

1. 支部間差異の解消
2. サンプル調査を分析、原因・対策を検討
3. 基金の分析結果を厚生労働省保険局「検討会」で公開で検証

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>3. 国家公務員OBが役員に4人いる。これは、8～9月の改選時期に公募する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員OBが役員に4人いる。これは、8～9月の改選次期に公募する。(大臣) ・常勤役員の国家公務員出身者比率が高すぎる。(日野仕分け人) 	<div data-bbox="981 219 1580 297" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1. 役員の子募</div> <div data-bbox="993 305 1854 548" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年8. 9月の役員改選時に厚生労働省から要請のあった5代連続して厚生労働省出身者が就任している役員(理事)については公募を実施(6/21～7/20) ・厚生労働省出身者が就任している監事についても平成22年9月の改選時に公募を要請(22年5月)、公募を実施 ・国家公務員OBの職員については、定年後解消する。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="993 591 1302 625" style="text-align: center;"><仕分け前の改革案></div> <div data-bbox="993 648 1309 756" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">1. 役員の子募</div> <div data-bbox="1321 648 1418 742" style="font-size: 2em;">➡</div> <div data-bbox="1429 562 1870 756" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <div data-bbox="1464 562 1785 596" style="text-align: center;"><仕分け後の改革案></div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員の子募 →監事の子募を要請 2. 国家公務員OBの職員は定年後解消 </div> </div>
<p>4. 国家公務員より給料が高い。手数料にもはねている。他の独立行政法人みあいでも下げるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員より給料が高い。他の独立行政法人みあいでも、手数料にもはねてくるので下げていきたい。(大臣) ・ラスパイレス指数が高すぎる。(日野仕分け人) 	<div data-bbox="981 799 1580 876" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1. 人件費の見直し</div> <div data-bbox="993 885 1854 1119" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省として、国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、最終的にラスパイレス指数を100となるよう要請。 ・引き下げ要請を受けて支払基金としての引き下げに向けた実現方策を検討。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="993 1133 1302 1168" style="text-align: center;"><仕分け前の改革案></div> <div data-bbox="993 1199 1251 1353" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; width: 100px; height: 100px;"></div> <div data-bbox="1263 1199 1360 1293" style="font-size: 2em;">➡</div> <div data-bbox="1371 1119 1843 1353" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <div data-bbox="1437 1119 1758 1153" style="text-align: center;"><仕分け後の改革案></div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省から人件費の見直しを要請 →要請を受けて基金としての実現方策を検討 </div> </div>

主な指摘事項

5. 審査支払機関の在り方を検討すべき

- ・将来的(3~5年後)には、民間の審査支払機関に当該業務を譲渡または委託し、法人の廃止を考えるべき。(中山仕分け人)
- ・競争導入原理が働く体制を整備すべき。競争環境において自助努力ができるような体制づくりと審査機能を分けて議論すべき。(大久保仕分け人)
- ・一部の業務を民間に委ねることも可能。(河北仕分け人)
- ・保険者による直接審査を拡充し基金の関与を削減すべき。(日野仕分け人)
- ・改革実施が履行されたか平成25年度までの達成率を勘案し、妥当な実績が認められない場合、審査は健保組合に委託する大胆な改革も必要。(日野仕分け人)

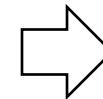
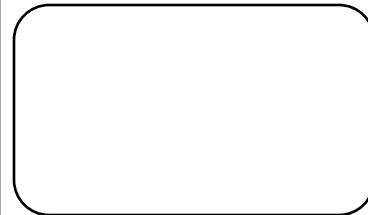
改革案の更なる見直し内容

1. 保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討

- ・厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において、①組織の見直し、②競争の促進、③業務の効率化・民間参入の促進を検討(22年4月~現在まで4回開催、公開)し、22年内(を目途)に検討課題に関する議論を一巡させる。
→ 改革に着手できる事項は順次実施。

<仕分け前の改革案>

<仕分け後の改革案>



1. 保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討

<p style="text-align: center;">主な指摘事項</p>	<p style="text-align: center;">改革案の更なる見直し内容</p>
<p>6. 厚生労働省の政策として対応すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化を含めて、IT化を進めることが必要。(河北仕分け人) ・日常的に情報が収集できる組織が、政策提案できる。そこに集まる統計が公開され、いろいろな人が参加し、政策提案できるようにしてほしい。(河北仕分け人) ・点数表の電子化を国家として進めてほしい。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">1. レセプト電子化の推進</p> <p>〔・保険者・審査支払機関の協力の下、診療報酬の支払早期化に向けて検討・調整。(平成23年度目標)〕</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">2. レセプトデータの活用</p> <p>〔・現在、厚生労働省が収集している電子レセプト(平成21年4月診療分から)のデータベースについて、学術研究等、公益性の高い利用については、民間も含め活用が可能となるよう検討し、平成22年度中に結論を得る。 (参考)高齢者の医療の確保に関する法律第16条第1項(抄) 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項((略))に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。〕</p> </div> <p style="text-align: center;"> <仕分け前の改革案> <仕分け後の改革案> </p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; width: 150px; height: 60px; margin-right: 20px;"></div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>1. レセプト電子化の 推進</p> <p>2. レセプトデータの活 用</p> </div> </div>

社会保険診療報酬支払基金の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	20人	うち 国家公務員出身者	4人	4人
		うち 現役出向者	—	—
職員	5,087人	うち 国家公務員出身者	8人	9人
		うち 現役出向者	5人	5人
予算	118,624.9億円	うち 国からの財政支出	2.9億円	394.2億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

〔法人に占める
管理部門の割合〕

《組織体制》

(全体) 11.2%

本部	10部6室37課 (396人)	うち管理部門 3部1室10課(98人)	24.7%
地方	42部291課 (4,691人)	うち管理部門 11部62課(474人)	10.1%

本部

【理事会】
(最高意思決定機関)

- ・保険者代表
- ・被保険者代表
- ・診療担当者代表
- ・公益代表

四者
構成

【特別審査委員会】

- ・診療担当者代表
- ・保険者代表
- ・学識経験者

三者
構成

支部

【幹事会】
(協議機関)

- ・保険者代表
- ・被保険者代表
- ・診療担当者代表
- ・公益代表

四者
構成

【審査委員会】

- ・診療担当者代表
- ・保険者代表
- ・学識経験者

三者
構成

《主な事務・事業》

(金額単位:億円)

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
療養の給付等に係る審査支払業務	注) 846.7	0.5
高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	278.9	—
後期高齢者医療制度関係業務	54,707.1	—
前期高齢者医療制度関係業務	31,488.8	—
介護保険制度関係業務	23,981.1	2.3
その他(退職者医療制度関係業務等)	7,322.3	—

注) 診療報酬等の取扱金額:94,203.9億円(平成20年度)

中央労働災害防止協会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

	<平成21年度>	<平成22年度>	<平成23年度>
○ 常勤役員の削減	5人	4人	3人
○ 職員の削減	397人	392人	<u>387人</u>

役員: 理事長については公募、常勤役員については削減の上、民間から積極的に登用
 職員: 定年を迎えた国家公務員OB職員の補充については民間から積極的に登用
 委託事業の見直しに伴い、それに見合った職員を削減

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
常勤役員	4/5人中	4/4人中	0
職員	15/397人中	14/392人中	▲1

改革効果

《削減数》

仕分け後	仕分け前
常勤役員 ▲1 職員 <u>少なくとも▲5人</u> (▲3人を先行実施)	▲1 委託事業見直しに見合う職員を削減

《今後の対応》

理事長	次回改選時に公募 (平成23年)
役員	次回改選時に民間から積極的に登用(平成23年)
職員	安全管理士等専門職を除き定年後解消

2. モノ(余剰資産などの売却)

[余剰資産はない]

《削減額》

なし

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>	<平成22年度>	<平成23年度>
49.3億円	36.6億円	<u>23.1億円以下</u>

・補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)
 ・委託事業の廃止等徹底的な見直し(平成22年度に中災防に委託する11事業のうち5事業
(行政刷新会議の事業仕分けで対象となった労働者の健康づくり対策支援事業及びあんぜんミュージアムの運営等の安全衛生情報提供・相談等事業の廃止を含む。)を平成23年度から廃止(少なくとも▲13.5億円)

《削減額》

仕分け後	仕分け前
少なくとも▲13.5億円	▲10億円

※ 上記のほか、一者応札を解消するための一般競争入札の拡大を実施。

4. 事務・事業の改革

1 委託事業の廃止

○ 行政刷新会議の事業仕分けで対象となった以下の事業を廃止

仕分け後

- ・労働者の健康づくり対策支援事業
- ・あんぜんミュージアムの運営等の安全衛生情報提供・相談等の事業

○ なお、これらを含む以下の事業を廃止。

- ・派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援事業
- ・安全衛生情報センター運営事業
- ・労働者の健康の保持増進事業
- ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業(助成期間は3年であるため、24年度で完全に廃止)
- ・快適職場形成促進事業
- ・過重労働による健康障害防止のための自主的取組事業

2 日本バイオアッセイ研究センター関係の委託事業(9.5億円)については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合を予定)へ移管

仕分け後

3 運営管理の更なる効率化

○ 総合的人事方針の策定等

(1) 職員の能力を一層向上させるための人材育成制度を見直し。(平成22年度実施予定。)

(2) 補助金・委託費の削減に対応し、総額人件費の適正化を実施。(平成23年度実施予定。)

仕分け後

○ ニーズを踏まえた事業の選択と集中

人員配置 委託事業部門から自主事業部門への人員配置の見直し

○ 事業収支率の改善(自前収入の増加と支出削減)を意識した予算編成

○ 業績評価の実施、監査法人による外部監査の実施

これまでの業務実績の評価に加え、外部有識者で構成された評価委員会(仮称)を新たに立ち上げ、事業の効果として、具体的に労働災害がどの程度減少したのか等のアウトカムについて評価を実施。

仕分け後

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(中央労働災害防止協会)

主な指摘事項

1. 国費を投入する以上、中災防の活動の効果について検証を行うべき。

改革案の更なる見直し内容

活動効果の検証の実施

(1) 現在、中災防では公労使三者構成の参与会議において、毎年度業務実績の評価を実施している。

(2) 参与会議における業務実績の評価は、主要な業務毎に、事業計画で定めた件数(教育研修であれば受講者数、技術サービスであれば安全診断や測定件数等)といったアウトプットを中心として評価を実施している。

(3) 今後は、中災防に国からの補助金・委託費が投入されていることを踏まえ、外部有識者で構成された評価委員会(仮称)を新たに立ち上げることとする。これまでの業務実績の評価に加え、この評価委員会(仮称)においては、事業の効果として、具体的に労働災害がどの程度減少したのか等のアウトカムについて評価を実施することとする。

〈仕分け前の改革案〉

〈参与会議〉
業務実績を評価(実施済み)
・研修の受講者数
・診断、測定件数
・大会の出席者数 等

〈仕分け後の改革案〉

〈評価委員会(仮称)の設置〉
事業の効果として具体的に労働災害がどの程度減少したのか等について評価



主な指摘事項

2 委託事業の委託先、金額を見直すべき。
 バイオアッセイ研究センターについては、
 中災防でやるべきか、独立行政法人労働
 安全衛生総合研究所に委託可能かを検討
 すべき。

改革案の更なる見直し内容

○平成22年度限りで廃止する委託事業を見直し(具体化)。ヒトの削減数を明記するとともに、カネについて一層の削減を実施。

〈仕分け前の改革案〉

〈仕分け後の改革案〉

ヒト〈削減数〉
 職員 委託事業見直し
 に見合う職員を削減

ヒト〈削減数〉
 職員 少なくとも▲5人
 (▲3人を先行実施)

カネ〈削減額〉
 少なくとも▲10億円

カネ〈削減額〉
 少なくとも▲12.9億円

(廃止する事業)

- ・派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援事業(▲0.2億円)
- ・安全衛生情報センター運営事業(▲3.5億円)
- ・労働者の健康の保持増進事業(▲4.5億円)
- ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業(▲2.1億円)(助成期間は3年であるため、24年度で完全に廃止)
- ・快適職場形成促進事業(▲0.6億円)
- ・過重労働による健康障害防止のための自主的取組事業(▲1.2億円)

※行政刷新会議の事業仕分けで対象となった労働者の健康づくり対策支援事業及びあんぜんミュージアムの運営等の安全衛生情報提供・相談等の事業の廃止を含む。

○日本バイオアッセイ研究センター関係の委託事業(9.5億円)については、(独)労働安全衛生総合研究所((独)医薬基盤

<p>主な指摘事項</p>	<p>改革案の更なる見直し内容</p>
	<p>研究所及び(独)国立健康・栄養研究所との統合を予定)へ移管。 (日本バイオアッセイ研究センター関係の委託事業) ・化学物質の長期吸入試験等事業 ・ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業</p>
<p>3. 補助金の不適正使用があるなど透明性に疑問があるので、ガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底が必要。</p>	<p>○平成17年9月の東京国税局の税務調査結果を踏まえ、中災防については以下の改善措置等を講じている。 (1)理事長以下関係者の処分 (2)経理規程の見直し (3)関係者の責任を明確化するための文書管理規程(専決等)の見直し (4)経理規程、文書管理規程の見直し内容等の全職員への研修 (5)コンプライアンス室の設置 ○今後とも、上記の改善措置が機能するようにするとともに、監査法人、監事による監査を通して法人運営の透明性を確保し、ガバナンス、コンプライアンスの一層の向上に努めていく。</p>

中央労働災害防止協会の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤4人 非常勤105人	うち 国家公務員出身者	常勤4人 非常勤22人	常勤4人 非常勤22人
		うち 現役出向者	常勤0人 非常勤0人	常勤0人 非常勤0人
職員	392人 〔このほか 非常勤職員40人〕	うち 国家公務員出身者	14人 〔このほか 非常勤3人〕	15人 〔このほか 非常勤6人〕
		うち 現役出向者	37人	41人
予算	98.3億円	うち 国からの財政支出	36.6億円	49.3億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

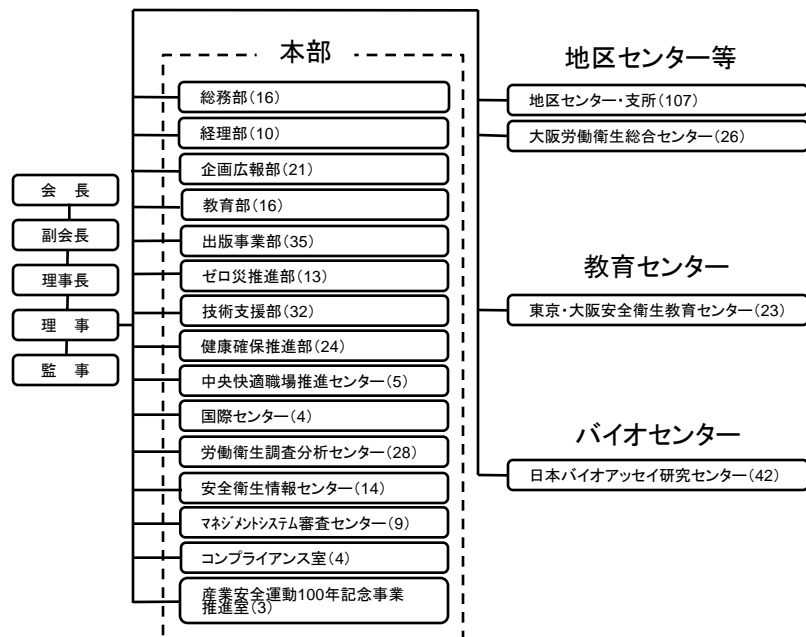
《事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
技術指導・援助、教育研修等	48.2億円	10.0億円
労働者の健康保持増進等 委託	16.6億円	16.6億円
化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験 委託	10.0億円	10.0億円
安全衛生図書の出版等	23.5億円	0億円

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

		(全体)	7% (11%)
本部	8部5センター2室 234人	うち管理部門 2部1室30人	7%
地区 センター等	7センター2支所・ 大阪センター133人	〔うち管理業務 担当者10人〕	(8%)
教育 センター	2センター23人	〔うち管理業務 担当者4人〕	(17%)
バイオ センター	42人	〔うち管理業務 担当者3人〕	(7%)

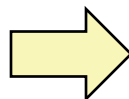


建設業労働災害防止協会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

○ 常勤役員の削減
 <平成21年度>
 2人

<平成22年度>
 2人



<平成23年度>
 1人

役員:平成22年度中に1名とし、民間から登用

職員:定年退職者の不補充、非常勤化による常勤職員の削減、国家公務員OB職員の補充についても民間から積極的に登用

国家公務員
 OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
常勤役員	2/2人中	2/2人中	0
常勤職員	43/285人中	41/282人中	▲2

改革効果

《削減数》

仕分け後 仕分け前

役員 ▲1人 ← ▲1人
 (▲1人を先行実施)

職員 ▲8人 ▲1人

《今後の対応》

役員: 民間
 職員: 安全管理士等専門職を除き定年後解消

2. モノ(余剰資産などの売却)

・ 研修所跡地の売却 ※ 損切りも含めて早急に実施

売却に向け、関係自治体と調整中

売却見込額1.4億円(H22鑑定)

(ただし、研修所跡地は自主事業として自前財源で購入したもの)

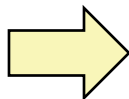
《削減額》

▲130万円

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>
 10.2億円

<平成22年度>
 7.3億円



<平成23年度>
2.2億円

・ 補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)とともに、順次縮減の上3年を目途に廃止(平成23年度は▲0.7億円、約24%減)

・ 平成22年度に建災防に委託した事業は廃止。(▲4.4億円)

《削減額》

仕分け後 仕分け前

▲5.1億円 ← ▲2.4億円
 (補助金は3年を目途に廃止)

4. 事務・事業の改革

- 補助金については3年を目途に廃止し、国からの財政支出に頼らない建設業界による自主的な労働災害防止活動を行う団体として自立を目指す。 仕分け後
- 徹底した経費削減に加え、労働安全衛生マネジメントシステム認定事業の展開等自主事業の見直し(拡大)による自己収入の確保を図る。

【主な新規・拡充事業】

- ・ 建設業版「労働安全衛生マネジメントシステム」認定件数の拡大
- ・ 「労働安全衛生マネジメントシステム」の公共工事入札時の評価項目への追加等を発注機関に対し要請 仕分け後
- ・ ニーズに即したテキスト等の作成・頒布及び教育研修の実施

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について
（特別民間法人 建設業労働災害防止協会）

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>1 職員数の削減等による組織のスリム化、効率化を行うべき。</p> <p>2 中災防と統合し、組織の効率化を図るべき。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 少ない支部の職員数で大規模な事業展開は可能なのか。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">常勤職員の更なる削減による組織のスリム化・効率化（追加削減）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・ 平成23年度より、常勤職員について、定年退職者の不補充、非常勤化により、新たに7名（合計8名）を削減</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け前の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px;"> <p style="text-align: center;">《削減数》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">常勤職員 ▲1人</p> </div> </div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け後の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px;"> <p style="text-align: center;">《削減数》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">常勤職員 ▲8人</p> </div> </div> </div> </div>
<p>3 研修所跡地については損切りも含め売却を検討すべき。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">余剰資産（研修所跡地）の早急な売却</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ <u>損切りも含めて早急に売却することにより</u>ムダを排除</p> </div>

主な指摘事項

4 補助金、委託費を受けずに業界の自己責任で運営すべき。

(参考)

○ 補助金、委託費をなくした上で厚生労働省がどのように業界全体を指導していくかについては要検討

改革案の更なる見直し内容

補助金、委託費の更なる削減(追加削減)

- ・ 平成22年度に4.4億円であった委託費は廃止。
【H22年度 4.4億円 → H23年度 0億円】
- ・ 補助金についても順次縮減の上3年を目途に廃止
【H22年度 2.9億円 → H23年度 2.2億円】

<仕分け前の改革案>

《削減額》

▲2.4億円

<仕分け後の改革案>

《削減額》

▲5.1億円

5 労働安全衛生マネジメントシステムについて、公共工事の入札の要件とするよう働きかけるなど企業の自主的取組を促進すべき。

発注機関への働きかけ等を強化(新規)

- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの公共工事入札時の評価項目への追加等を発注機関に対し要請

自主事業拡大による国の財政支出の削減

建設業労働災害防止協会の概要

《基礎データ》

【22年度】【(参考)21年度】《組織体制》

【法人に占める
管理部門の割合】

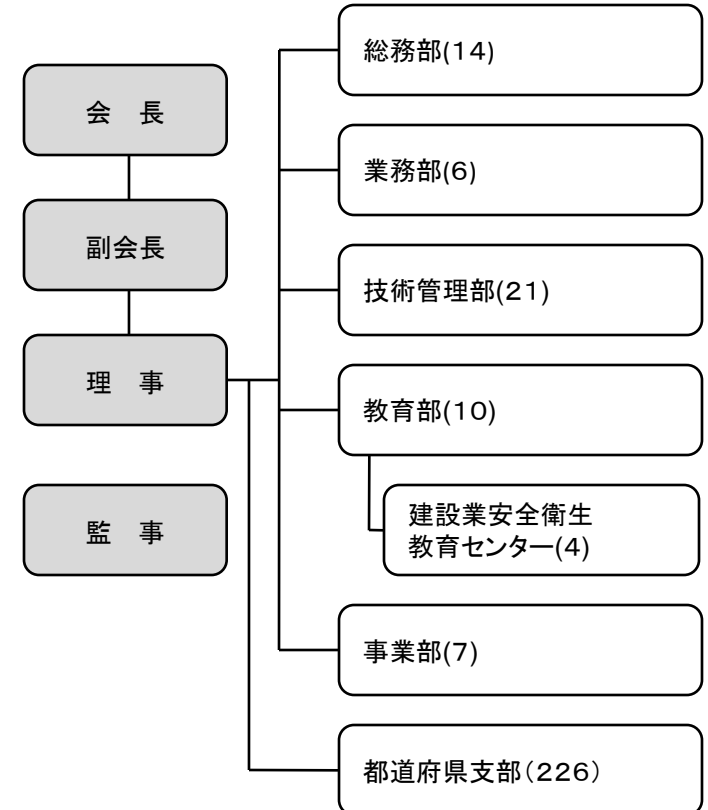
役員	常勤2人 非常勤77人	うち 国家公務員出身者	常勤2人 非常勤3人	常勤2人 非常勤6人
		うち 現役出向者	常勤0人 非常勤0人	常勤0人 非常勤0人
職員	282人 このほか 非常勤職員6人	うち 国家公務員出身者	41人	43人
		うち 現役出向者	0人	0人
予算	49.1億円	うち 国からの財政支出	7.3億円	10.2億円

(全体)				11%
本部	5部13課 (62人)	うち管理部門 1部(8人)	13%	
支部	47箇所(226人) (都道府県ごと)	うち管理部門 (25人)	11%	

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数值、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数值

《事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
専門家による技術的指導、安全衛生教育の実施等の労働災害防止活動	20.7億円	2.9億円
重層下請構造、墜落災害の防止に着目した労働災害防止対策事業 委託	4.4億円	4.4億円
安全衛生図書の出版、労働安全衛生マネジメントシステムの普及等	24.0億円	0円



中央職業能力開発協会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度>
職員数137人
35人(※)
基金事業以外において
▲44人(削減率32%)

<平成22年度>
93人
81人(※)
国家公務員
OB関連

<平成23年度>
・管理部門・事業部門の全般的な効率化を進め、更なる削減に向けて精査
・基金事業本部(3部13課)の廃止

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	5/7人中	1/4人中	▲4
職員	1/(137+35)人中	1/(93+81)人中	0

(注) ※印は基金事業本部の職員数(外数)。

改革効果

- <<削減数>>
- ・更なる削減に向けて精査
 - ・基金事業本部の廃止

- <<今後の対応>>
- ・平成22年6月総会において、理事ポスト2及び監事ポスト1を廃止
 - ・同総会において、理事及び監事を全員民間化
 - ・理事長は任期満了時(平成23年6月)に公募
 - ・職員のOBは定年後解消

2. モノ(余剰資産などの売却)

〔 事務所は賃貸で対応しており、土地・建物は所有していない。また、平成22年度中に賃借料のより安価な場所に移転を予定。 〕

- <<削減額>>
- ・土地・建物なし
 - ・事務所移転により2,036万円

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>
27億円(うち補助金7.5億円)
▲12億円(削減率42%)

<平成22年度>
15億円(うち補助金5.2億円)

<平成23年度>
補助金4.9億円

平成22年度中に見直し、平成23年度に反映する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所の移転 ・ 広報媒体の変更(紙→電子) ・ 効率的なシステムの運用を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費の削減(地域手当の引き下げ) ・ 一般競争入札の原則化 ・ 仕分け後 等
---	---

- <<削減額>>
- 3,547万円

4. 事務・事業の改革

1. 技能検定試験の指定試験機関化の推進(平成22年度中)

仕分け後

- 厚生労働省において、中央職業能力開発協会の会員となっている業界団体(238団体)に対し、指定試験機関制度について説明の上、指定試験機関への移行の可能性について速やかに打診するとともに、今年度中に結論を得る。

2. 技能検定職種の統廃合等の推進(平成22年9月中)

仕分け後

- 厚生労働省において、受検者数30人以下の10職種について、統廃合等を検討し、本年9月に結論を得る。

3. 技能評価システム移転促進事業の積極的検討

仕分け後

- 厚生労働省において、各国における技能評価制度の普及状況、技能者の需要等を把握し、本事業の実施に適切な国及び当該国における事業内容を選定するなど戦略的に実施する。

4. ガバナンス機能の充実・強化(平成22年度中)

仕分け後

- 中央協会において、理事等から運営に関する意見を収集するため、理事等を構成メンバーとする業種別団体会議を拡充する。
- 中央協会と都道府県協会との連携を一層強化するため、業務に関するブロック会議を行うとともに、個々の都道府県協会から協会運営に関する要望を吸い上げる仕組みを整備する。

5. 財務諸表の公開(直ちに実施)

仕分け後

- 厚生労働省から、都道府県協会を指導する立場にある都道府県知事に対し、都道府県協会の財務諸表のホームページ上での公開について、直ちに要請を行う。

6. 自己収入の増収(平成22年度～)

- 自主事業の普及促進による自己収入の増収を図る。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(中央職業能力開発協会)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>1. 中央職業能力開発協会の技能検定について、補助金を支出した上で業界団体に委託すべき。</p>	<p>○厚生労働省から、中央職業能力開発協会の会員となっている業界団体(238団体)に対し、指定試験機関制度(※)について説明の上、指定試験機関への移行の可能性について速やかに打診するとともに、今年度中に結論を得る。</p> <p>※ 指定試験機関に対しては、補助金等の支出は行われない仕組みとなっている(現時点の団体数は11団体)。</p>
<p>2. 技能検定の職種について、産業構造の変化等に沿った見直しを行うべき。</p>	<p>○技能検定職種のうち、年間受検者数が平均100人以下のものについて、統廃合等を検討することとしている。</p> <p>現在、厚生労働省において、まずは受検者数30人以下の10職種について、統廃合等を検討しており、本年9月までに結論を得る。</p> <p>※1 外部有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」において検討</p> <p>※2 30人以下の10職種:コンクリート積みブロック施工、漆器製造、製材のこ目立て、金属研磨仕上げ、竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、ファインセラミックス製品製造、建築図面製作、木工機械整備</p>
<p>3. 技能評価システム移転促進事業については、戦略的な対応を行う必要がある。他の発展途上国への移転も積極的に検討すべき。</p>	<p>○厚生労働省において、各国における技能評価制度の普及状況、技能者の需要等を把握し、本事業の実施に適切な国及び当該国における事業内容を選定するなど戦略的に実施する。</p> <p>※ 現在の対象国:インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ラオス、カンボジア(中国は平成21年度限りで終了)</p>

<p style="text-align: center;">主な指摘事項</p>	<p style="text-align: center;">改革案の更なる見直し内容</p>
<p>4. ガバナンスのあり方について精査すべき。 また、地方協会との関係が間接的であるため、現状が不十分。</p>	<p>〈中央協会におけるガバナンス機能の強化〉 ○中央協会において、理事等に協会の運営方針等を説明するとともに、協会運営に係る意見を収集する機能を強化するため、理事等を構成メンバーとする業種別団体会議の拡充を図る(年1回→年2回)</p> <p>〈中央協会・都道府県協会全体のガバナンス機能の強化〉 ○都道府県協会は、都道府県知事の認可を受けて設立された団体であり、中央協会の会員となっているが、中央協会と都道府県協会は制度上の上下関係にはない。</p> <p>○このような関係の下、中央協会は現在、専務理事・事務局長会議やブロック会議等の開催を通じて、中央協会・都道府県協会の連携を図っているところ。</p> <p>○今後、都道府県協会との連携を一層強化するため、技能検定や技能五輪等の業務についてのブロック会議を行うこととし、都道府県協会の意見を吸い上げるなどガバナンス機能の充実・強化を図る。</p> <p>○さらに、中央協会が個々の都道府県協会から技能検定の実施状況等について聴取し、協会運営の改善に関する要望を吸い上げる仕組みを整備する。</p>
<p>5. システム管理費のさらなるコストダウン</p>	<p>○中央協会にシステム検証委員会を直ちに設置し、効率的なシステムの運用を検討する(検討結果を平成23年度予算の節減に反映。)</p>
<p>6. 情報公開が不十分</p>	<p>○厚生労働省から、都道府県協会を指導する立場にある都道府県知事に対し、都道府県協会の財務諸表のホームページ上での公開について、直ちに要請を行う。</p>

中央職業能力開発協会の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

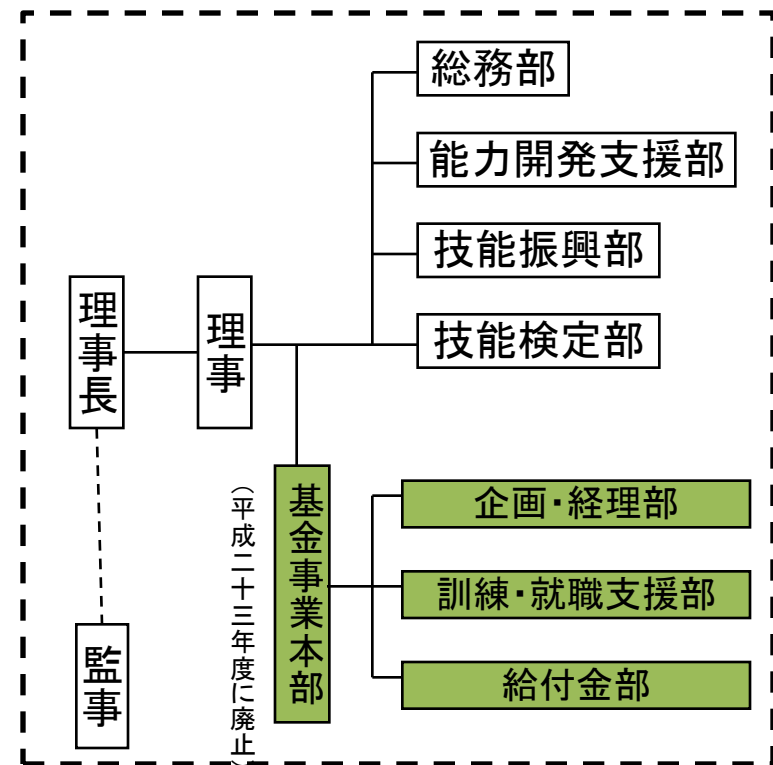
〔法人に占める
管理部門の割合〕

役員	常勤4人 非常勤136人	うち 国家公務員出身者	常勤2人 非常勤9人	常勤4人 非常勤10人
		うち 現役出向者	常勤0人 非常勤0人	常勤0人 非常勤0人
職員	93人 (非常勤職員0人)	うち 国家公務員出身者	1人	1人
		うち 現役出向者	0人	0人
職員	81人		3人	17人
			17人	9人
予算	32億円 2,132億円	うち 国からの財政支出	15億円	27億円
			2,132億円	1,273億円

《組織体制》

かっこ内は基金事業分(平成23年度に廃止) (全体) 9%

本部	4部12課 93人 (3部13課 81人)	うち管理部門 1部3課 16人	9%
地方	なし		



* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値。
* 職員及び予算のうち下欄は、緊急人材育成・就職支援基金事業分(平成23年度に廃止)

《主な事務・事業》

(単位:百万円)

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
技能検定事業	954	522
ものづくり立国の推進事業等 (委託事業)	1,016	1,016
自主事業	1,211	0

※平成22年度に組織のスリム化を行い、本体部分(基金事業除く)6部から4部に改革

企業年金連合会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度> 181人 <平成22年度> 196人 <平成25年度～> 180人

・記録整備に係る人員を25年度を目途に削減

* 役員の部長職兼務(2部1室)・職務拡大(担当部の複数化等)により人件費削減

・役員については、次期改選時(23年4月)に公募。

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/5人中	2/5人中	-
職員	4/181人中	15/196人中	-

* 23年度役員数縮減し5名→4名体制へ

改革効果

《削減数》

▲16人

《今後の対応》

役員:1名削減
組織統廃合
役員の部長職兼務

2. モノ(余剰資産などの売却)

仕分け後

・京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で速やかに検討。

《国庫納付見込額》

—

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>
補助金 4.6億円
委託費 2.0億円

<平成22年度>
補助金 1.8億円
委託費 1.9億円

<平成23年度>
補助金 0億円
委託費 1.9億円

《削減額》

▲1.8億円

4. 事務・事業の改革

- ・ 未請求者対策

未請求者対策は、別紙の工程表のとおり推進する。

仕分け後

(別紙)

企業年金連合会における未請求者対策を進めるための実施計画（工程表）（案）

平成22年9月1日

企業年金連合会は、その業務として、厚生年金基金を転退職した加入員や解散した厚生年金基金の加入員に対し、年金給付を行っている。

受給可能な年齢に達したにもかかわらず、当該年金に係る裁定請求を行っていない者（未請求者）が多数存在していたことから、未請求者対策として平成19年度以降、様々な取り組みを進めてきており、特に住所が不明であることにより連絡がとれない未請求者の住所把握に努めている。引き続き、年金の確実な支給に向け、本実施計画（工程表）に沿って、取り組みを進めていくこととする。

I 未請求者の状況

- 平成19年3月末時点の未請求者124万人のうち、平成22年3月末時点での未請求者は70万人。うち、転居先不明の人が44万人、裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が26万人。
- 平成19年度中に新たに受給権を取得した方は66万人。平成22年3月末時点での未請求者は16万人。うち、転居先不明の人が7万人。裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が9万人。
- 平成20年度中に新たに受給権を取得した方は72万人。平成22年3月末時点での未請求者は、20万人。うち、転居先不明の人が10万人。裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が10万人。
- これを合計すると、平成22年3月末時点での未請求者は106万人。うち、転居先不明の人が61万人、裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が45万人と見込んでいる。
- 以上とは別に、平成21年度中に新たに受給権を取得した方は78万人。うち、未請求者については集計中。

【参考】平成20年度末時点での未請求者の状況

- 1件あたりの平均年金額は、3.2万円（中途脱退者（全体の95%）1.8万円、解散基金加入員（全体の5%）33万円）

注(1) 中途脱退者のうち、66%が年金額1万円未満

注(2) 中途脱退者のうち、93%が加入期間5年未満

- ・未請求者のうち、41%が60歳及び61歳の者。また、66%が60歳代前半の者となっている。

II 実施計画の期間等

1 実施計画の期間

- 22年度から24年度までの3年間で、これまでの対策を踏まえ、未請求者特別対策重点期間とする。ただし、その後も、新たに受給権を得る者が発生することから、未請求者対策そのものは継続的に実施するものとする。

2 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

III 作業項目と進捗目標

1 住所不明者対策

- (1) 日本年金機構が保有する住所情報の活用による現住所把握・裁定請求書の送付

- ① 平成21年10月から平成22年3月までの60歳到達者のうち、転居先不明者について、日本年金機構から住所を取得し、平成22年8月に裁定請求書を送付。

(注) 平成21年9月までの未請求者のうち、日本年金機構からの住所情報取得等により住所を把握できた方に対しては、裁定請求書を送付済。

- ② 平成22年度に60歳に到達する者について、事前(21年度中)に日本年金機構から住所を取得しており、60歳到達月の前月に順次、裁定請求書を送付。

- ③ 平成22年4月から平成22年9月に60歳に到達し、②により裁定請求書を送付したが、転居先不明となった者について、再度、日本年金機構から住所を取得し、平成22年12月に裁定請求書を送付。

- ④ 平成22年10月から平成23年3月に60歳に到達し、②により裁定請求書を送付したが、転居先不明となった者について、再度、日本年金機構から住所を取得し、裁定請求書を送付。

(注) なお、②から④については、平成23年度以降についても当該スケジュールに沿って対策を実施。

- (2) 住民基本台帳ネットワークが保有する住所情報の活用による現住所把握・裁定請求書の送付

- 現在国会に提出されている「国民年金及び企業年金等による高齢期の所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」が成立した場合には、住民基本台帳ネットワークの活用が可能となることから、

- ① 厚生労働省による総務省との住民基本台帳ネットワークの活用のための具体的な実務の検討に联合会としても参画しつつ、联合会としての事務処理方法を検討し、成案を得る。
 - ② 住民基本台帳ネットワークの活用が可能となり次第、日本年金機構からの住所情報でも把握ができない者について、住所の把握を行う。
 - ③ 住所の把握ができた者について、裁定請求書を確実に送付する。といった取組みを進める。
- (3) 住所不明者の未請求者に対する実態把握 (新)
- 住所不明者であるため連絡がとれない未請求者について、9月までにサンプル調査を行い、実態を把握した上で、その対策を検討し、平成23年度からの未請求者対策強化につなげる。

2 裁定請求書到達者対策

- (1) 裁定請求書到達者の未請求者に対する実態把握 (新)
- 裁定請求書到達者であるにもかかわらず未請求者となっている者について、9月までにサンプル調査を行い、未請求の理由等を把握した上で、その状況を踏まえた対策を検討し、平成23年度からの未請求者対策強化につなげる。
- (2) 裁定請求書の再送付の拡充 (新)
- 現在、60歳に到達する1ヶ月前に裁定請求書を送付し、到達しているが請求しない者については、65歳時点で再送付しているが、当該者のうち、平均年金額以上の者については、平成23年度から、63歳時点においても裁定請求書を再送付。

3 中途脱退者等が住所不明者・未請求者とならないための取り組み

- (1) これまでの取り組みの一層の推進
- 中途脱退者等に対し、年金の支給義務が联合会へ移管されたこと及び氏名や住所を変更した場合は、联合会へ連絡をいただきたい旨を記載した「ご案内のチラシ」を作成し、事業主を経由して周知。(平成20年6月～)
 - 联合会の月刊誌等(企業年金やニュースレター)を通じて、厚生年金基金及び事業主に対し、住所や氏名変更について中途脱退時に联合会へ届出することを周知徹底。(平成22年4月～)
 - 中途脱退者等への承継のお知らせに住所・氏名変更時の联合会への変更届を同封。(平成20年9月～)
 - 联合会ホームページ上で、承継通知書や裁定請求書の発送依頼ができるよう改善し、依頼に基づき直ちに裁定請求書を送付。(平成20年9月～)

(2) 日本年金機構との連携強化

- 機構が送付する「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」に連合会の照会先であるコールセンターの電話番号を記載。(平成19年12月～)
- 機構が送付する「ねんきん定期便」に加入していた厚生年金基金の名称及び基金番号についても記載することを平成21年7月に依頼。(機構と協議中)(新)
- 機構が行う年金相談の際、厚生年金基金加入期間がある者に対し、厚生年金基金の裁定申請の注意喚起を行うことについて、その対策を機構に依頼。(機構と協議中)(新)
- 年金事務所において、連合会が作成した住所・氏名変更の届出を行う旨の「ご案内チラシ」を配布することについて、機構に依頼。(機構と協議中)(新)

(3) 厚生年金基金等への協力依頼

- 基金に対して中途脱退者に係る住所・氏名変更の届出の徹底を依頼(平成20年6月～)
- 基金への訪問の際や連合会主催の研修、セミナー等機会がある都度、住所・氏名変更の届出の協力依頼文書を配布(平成22年6月～)
- 基金の広報誌に事業主向けの協力文書の掲載依頼(平成22年7月～)

4 その他

平成19年12月以降、未請求者の状況及び解消に向けた取組みについて、年に一度厚生労働大臣に対して実施状況を報告しているが、さらに、重点期間中は中間報告を行う。(新)

企業年金連合会における未請求者対策の実施計画(工程表)

	22年度													23年度	24年度																								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																											
1 住所不明者対策 (1) 日本年金機構が保有する住所情報の活用による住所把握・裁定請求書の送付 ① H21.10月～22年3月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 ② H22年度に受給権を取得する者の住所情報を事前に取得し、誕生月の前月に裁定請求書を送付。 ③ H22.4月～22年9月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 ④ H22.10月～23年3月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 (2) 住基ネットが保有する住所情報の活用による住所把握・裁定請求書の送付 (3) 住所不明者の未請求者に対する実態調査(サンプル調査)																																							
2 裁定請求書到達者対策 (1) 裁定請求書到達者の未請求者に対する実態調査(サンプル調査) (2) 裁定請求書の再送付の拡充 現在、60歳の1ヶ月前に裁定請求書を送付した後、請求がなければ65歳時に再度、請求書を送付しているが、63歳時にも再送付する																																							
3 中途脱退者等が住所不明者・未請求者とならないための取り組み (1) これまでの取り組みの一層の推進 ○ 氏名、住所変更等の際は、連合会へ届出を行う「ご案内チラシ」を事業主から中途脱退者への配布依頼。(平成20年6月～) ○ 連合会の月刊誌等で厚生年金基金及び事業主に協力要請。(平成22年4月～) ○ 承継のお知らせに住所・氏名変更届の同封を開始。(平成20年9月～) ○ 連合会のホームページ上で、承継通知書や裁定請求書の送付依頼が可能とする改善。(平成20年9月～) (2) 日本年金機構との連携強化 ○ 「ねんきん定期便」等へ連合会のコールセンターの電話番号を記載。(平成19年12月～) ○ 「ねんきん定期便」等に加入していた基金名称及び基金番号の記載を依頼(機構と協議中) ○ 年金機構が実施する年金相談の際、厚生年金基金加入期間がある者への注意喚起の徹底依頼。(機構と協議中) ○ 年金事務所へ「ご案内チラシ」の配布依頼。(機構と協議中) (3) 厚生年金基金等への協力依頼 ○ 基金に対して中途脱退者に係る住所・氏名変更の届出の徹底を依頼。(平成20年6月～) ○ 基金への訪問や連合会主催の研修、セミナー等機会がある都度、住所・氏名変更の届出の協力依頼文書の配布。(平成22年6月～) ○ 基金の広報誌に事業主向けの協力依頼文書の掲載依頼。(平成22年7月～)																																							
4 実施状況の報告																																							

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(企業年金連合会)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
1. 「未請求者対策」に具体性がなく、改革案としては不十分。	1. 未請求者対策については、改革案の工程表のとおり推進する。
2. 未払いに対するインフラ作りについて、公的な年金システムも含めたトータルなデザインの策定が必要になる。	2. これまでも、未請求者対策について、日本年金機構から住所情報の提供を受けて、裁定請求書を送付。また、「ねんきん定期便」等に連合会の連絡先を掲載し、請求漏れに注意を喚起しているが、今後も改革案の工程表のとおり日本年金機構とも連携しつつ、未請求者対策の取組みを推進する。
3. 運用に対する中長期的な観点からの健全化に関する体制作り、ガバナンスについてはより高度化を望みたい。	3. 連合会はおよそ10兆円の資産を運用する機関投資家として、社会的役割を十分に認識し年金資産運用を行っているところである。 ご指摘の運用に関する中長期的な観点からの健全化に関する体制作り、ガバナンスについては重要であると考えており、今後も随時、運用の基本方針の見直し、受託機関の見直しを行うなどの充実強化を図ってまいりたい。

主な指摘事項

改革案の更なる見直し内容

4. 代行返上の受託事業については、見直すことはできないか。

- ・ 国へ事業を移管
- ・ 法人で事業継続して、更なる見直し

4. 年金局としては、企業年金連合会の本来の役割として従来から厚生年金基金の中脱者等の記録のデータベースを持ち、その記録を整理するためのシステムを保有し、これらに関する専門的なノウハウを持っていることから、企業年金連合会への委託を続けることが効率的と考えている。

5. 主力業務である「短期中途脱退者の年金」と「解散基金の年金」は、適用業務を除き、日本年金機構とほとんど同じ業務。職員、システムなどは日本年金機構でほとんど吸収可能。国へ業務を移管し、一本化することによって、国民経済的にも効果は大きい。

5. 企業年金連合会が実施している事業の中には、企業年金独自の上乗せ部分を含んでおり、企業年金の資産運用、年金給付、研修等を国の事業とした上で日本年金機構に委託することは馴染まないと考えられ、日本年金機構との一体化については、上乗せ部分のあり方についての検討が必要となる。

新年金制度の検討に併せ、本事業のあり方についても検討を行う。

〔 企業年金連合会で実施との仕分け人の評決が6名中5名。 〕

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>6. 余剰資産を再考する必要があるのではないか。</p> <p>7. 福祉施設等は整理し、本業に集中すべき。</p>	<p>6・7. 京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で速やかに検討。</p>
<p>8. 制度が多様化し会員のニーズも増大する中、確定拠出年金、国際会計基準(IFRS)など新たな要素を含めた全体的な情宣活動が必要になる。</p>	<p>8. 会員サービス、加入者サービスについては、増大し多様化するニーズに的確に対応するため、PDCA(計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act))サイクルで不断の見直しを行い、研修内容を随時改善するなどをして効率的で有効なサービスを提供する。</p> <p>また、確定拠出年金、確定給付企業年金、資産運用等については、会員で構成される委員会で議論を行い、その成果としてガイドラインの策定や提言の取りまとめを行う等の会員のニーズに対する取組みを充実してまいりたい。</p>

企業年金連合会の概要

《基礎データ》

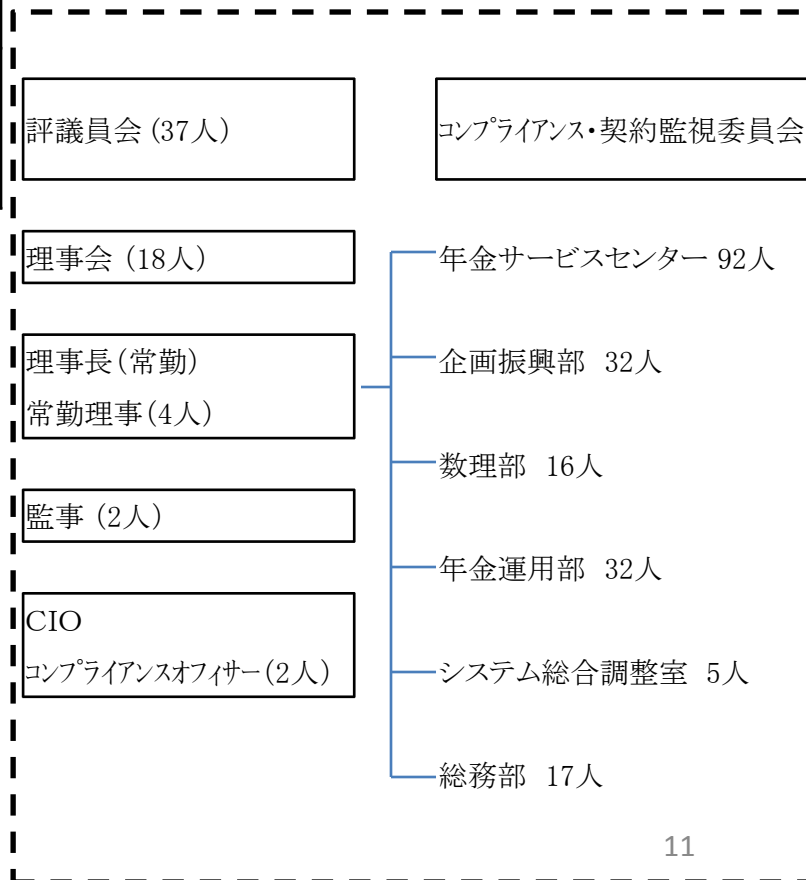
【22年度】 【(参考)21年度】

役員	5人 (理事長(常勤) 常勤理事 4人)	うち 国家公務員出身者	2人	2人
		うち 現役出向者	0人	0人
職員	196人 (職員 157人 嘱託 39人)	うち 国家公務員出身者	15人	4人
		うち 現役出向者	13人	7人
予算	88億円 (事業経費予算)	うち 国からの財政支出	国庫補助金 1.8億円 委託費 1.9億円	国庫補助金 4.6億円 委託費 2.0億円

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

本部	6部27課 (196人)	うち管理部門 1部2課(17人)	8.7%
地方	—	—	—



* 役員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値
* 職員の国家公務員出身者及び現役出向者数の増加は、年金記録突き合わせ等の記録整備に集中的に取り組む体制を確保するための臨時的なものである。

《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
会員支援事業	17億円 [うち0.8億円]	0億円
年金通算事業	69億円 [うち0.7億円]	1.8億円 (国庫補助金)
受託事業	1.9億円 (業務受託料)	1.9億円 (業務受託料)

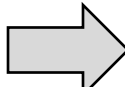
* []は管理部門人件費を内数で表記

全国健康保険協会の改革案について

○財政再建期間(22~24年度)に係る「事務経費削減計画」を策定。

1. ヒト(組織のスリム化)

	<21年度>	<22年度>
常勤職員	2100人	2145人
契約職員	2312人	2764人
計	4412人	4909人


<23年度>
 設立時に常勤職員200名削減したがこれに加え、現行業務については、効率化を図り、**26年度までの5年間に10%以上削減**

国家公務員
OB関連

	21年度	22年度	削減数
役員	3/8人中	3/9人中	0
常勤職員	0/2100人中	0/2145人中	0

- ※ 20年10月の設立時に、国の職員(定員)から1割(200名)を削減。
- ※ 22年1月の船員保険事業引継の際、国の職員(166名)から1割(16名)を削減した上で、うち45名を協会に移管。
- ※ 支部内の管理部門からの配置見直し(50名)により、業務部門の常勤職員増員を吸収。

改革効果

仕分け後

 <<削減数>>
 現行業務分は**5年間に10%以上削減**

<<今後の対応>>

理事: 次回改選時に公募。
 ※ 監事は大臣任命
 ※ 次回改選は23年10月予定

2. モノ(余剰資産などの売却)

[不動産は所有していない。]

<<国庫納付見込額>>

—

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<21年度> <22年度>

法定給付・拠出金等への定率補助

1兆672億円(8.0兆円のうち) 1兆1608億円(8.1兆円のうち)
 ※国庫補助率の引上げ(13%→16.4%)を行う法案が5月12日成立。

健診・保健指導、レセプト点検、事務費等

218億円(1227億円のうち) 154億円(1297億円のうち)

<23年度>

※国の23年度概算要求を踏まえ協会の予算は年度末までに調整

医療費の適正化や現金給付の不正受給防止等の努力により医療費の伸びを抑える。

加入者の健康づくりに資する保健事業や医療費適正化を推進しつつ、引き続き削減に努力。(保健事業も効率的に実施)

仕分け後 <<削減額>>

23年度(21年度対比)
▲320億円+α(医療費ベース)
[▲40億円+α(国費ベース)]

(内訳)

- ・レセプト点検効果額:
 - ▲270億円+α(医療費ベース)
 - [▲34億円+α(国費ベース)]
- ・ジェネリック医薬品促進分:
 - ▲50億円+α(医療費ベース)
 - [▲6億円+α(国費ベース)]

※財政再建期間(~24年度)に係る「事務経費削減計画」を策定。

※業務効率化のための業務・システムの刷新に向けた調査を年度内に実施。

※支払基金におけるレセプト審査システムの向上の進展とともに、随時、業務や体制の見直しを検討。

(例)縦覧点検の在り方について、今年度中に見直す予定。

※船員保険勘定は22年1月からであるため、健康保険勘定分を記載しているが、23年度の対応は同じ。

仕分け後

 「事務経費削減計画」
 を策定

4. 事務・事業の改革

お客様サービスの向上 ⇨ サービス・事務品質向上を推進

○日本年金機構との連携:日本年金機構、厚労省との連絡調整会議の場を活用するなどし、事業の円滑化を図る。

※日本年金機構から情報提供を受けた後、原則として2日以内に保険証を加入者に送付しているが、迅速な発行のため、日本年金機構との連携を更に強化。

仕分け後

○お客様の声の集約・改善:コールセンター機能の外部委託による効果を検証し、他支部への展開を検討。

※電話が非常につながりにくい状況にあった東京支部においてコールセンター機能を外部委託。現在では問題はほぼ解消。

○業務改革会議の実施:各支部で行っている効率的な業務方法等を提案・検討・紹介するため、全国10ブロックで会議を開催。今後も引き続き支部間の業務の効率性・正確性とサービス品質の差異の防止・全体の質向上を図る。

※21年度は審査方法、チェック項目の標準化を実施。

○レセプト点検の効果的な推進:支払基金におけるレセプト審査システムの向上の進展とともに、随時、業務や体制の見直しを検討。(例)縦覧点検の在り方について、今年度中に見直す予定。

仕分け後

○保健事業の効果的な推進:

・民間出身の支部長から、地域の経済界とのパイプを活かして、事業主に対して保健事業の重要性を説明するなどの取り組みを進めるとともに、加入者に対する受診勧奨の強化を進める。

・加入者本人の健診受診率目標の達成に向け、取得が進んでいない事業主健診データの取得を促進するため、国の定めた形式以外でも健診データを取得可能とする受入れシステムの改修を行う。

併せて、ご家族に対しては、健診受診券を直送方式に切替える他、健診実施機関の大幅な増加や、特定健診とがん検診を同時に受診できるよう市町村との間で健診機関情報を共有する。

・中小企業が多く広い地域に事業所が点在していることなどの理由により実施率が伸び悩んでいる特定保健指導については、ITの活用等により、保健指導の効率化を進める。

仕分け後

	(市町村国保)	(国保組合)	(協会けんぽ)	(健保組合)	(船員保険)	(共済組合)
20年度健診受診率※	30.8%	31.3%	29.5%	58.0%	22.6%	58.7%
24年度達成目標	65%	70%	70%	単一 80% 総合 70%	70%	80%

※22年8月厚生労働省保険局公表

○職員体制の見直し:協会けんぽ移行時の削減、1年半の業務実績及び今後の保険者機能強化の方針を踏まえて、業務・システムの在り方の検討とともに業務執行体制の見直しを検討する。

仕分け後

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(全国健康保険協会)

主な指摘事項

改革案の更なる見直し内容

【I 事務・事業(保険給付)】

1. システム開発により(保険給付事務の)効率化を図るべき。

- ・システム開発は外注でなく自前でやらないと効率化しない。協会が発足して1年以上経つのにこれからシステム開発をする人材を育成するなど、システム開発への取組が遅れていて、効率的運営への問題意識も低い。(岩瀬仕分け人)
- ・システム開発が遅れている。(大久保仕分け人)

2. 支払基金との点検業務の一本化を検討すべき。また、支払基金と連携等を図り、人員削減するべき。

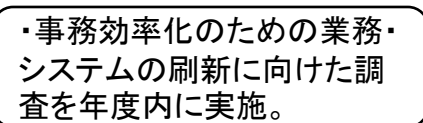
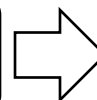
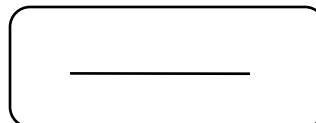
- ・支払基金等との連携を含めた効率的・効果的な取組が求められる。(大久保仕分け人)
- ・審査支払事務(支払基金)と点検業務の一本化を検討する必要がある。協会ですべてを行う場合に必要な投資額、全てを委託した場合の費用軽減額を明らかにし、比較検討すべき。(宮山仕分け人)
- ・現改革案では費用削減が不十分であり、さらなる改革が必要。支払基金と仕事のオーバーラップもあり、電子化とも絡めて大幅な効率アップをすべき。(中山仕分け人)

1. システム開発等

- ・協会発足以降も、出産育児一時金の直接払い等の制度改正、レセプトオンライン化への対応等により開発が追加で必要となっている。
- ・現行システムは、健保組合向けパッケージシステムを元に開発したものであり、大量データ処理に効率的に対応しきれておらず、更なる効率化に向け、システム全体を見直していく必要がある。このため、業務・システムの刷新について年度内に調査を行う。

<仕分け前の改革案>

<仕分け後の改革案>



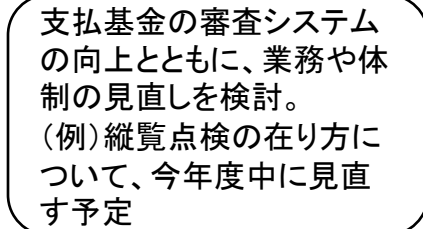
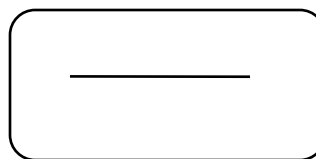
※なお、システム部門には、システム担当理事(前民間情報サービス会社社長)及びアドバイザー(公共システム構築経験者)を置き、職員10名の半数は、IT企業でSEとして開発に携わった経験を持つ専門家である。今後とも必要に応じて増強していく。

2. 点検業務や体制の見直しを検討

- ・支払基金におけるレセプト審査システムの向上の進展とともに、随時、業務や体制の見直しを検討する。
(例. 縦覧審査を支払基金が23年度から開始するので、協会の行っている縦覧点検の在り方について今年度中に見直す予定)

<仕分け前の改革案>

<仕分け後の改革案>



主な指摘事項

【Ⅱ 事務・事業(健診等の保健事業)】

1. 保健事業の効率性を高め、実施方法を見直し、保健指導実施率のアップに努めるべき。

2. 保健指導に際して加入者の意識啓発を図るべき。

- ・ 保健業務は医療費削減にどれだけ寄与するかを試算する必要がある。死亡率減少効果や医療費削減効果が明らかに見込めるものを対象として、健診の実施は民間に委託する。(土屋仕分け人)
- ・ 保険者機能が十分果たせていない。(岩瀬仕分け人)
- ・ 科学的根拠を示し、健診の重要性を説く必要がある(健診の重要性とその効果の説明が出来ずにインセンティブをもって高い効率性を上げることができない)。(大久保仕分け人)
- ・ 健診受診率・保健指導率だけに目が向きがちであるが、保健指導は被保険者と接触する機会であり、被保険者が国民としての義務を果たしていこうとする意識啓発を図るべきである。(宮山仕分け人)
- ・ 健診受診率が目標に対してはるかに低く、施策の有効性に疑問がある。健保連などを参考にしながら、受診率のアップに努めることが必要。健診受診率に対して病気発見率や医療費などの相関をきちんと把握し、費用対効果を明らかにすることが必要。(中山保仕分け人)

改革案の更なる見直し内容

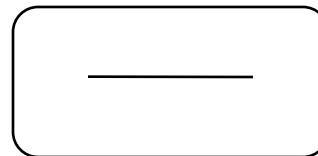
1. 保健指導の効率化

・保健指導実施率の目標に向け、マンパワーの確保とともに、小規模かつ点在している事業所に対し、ITを更に活用することにより、保健指導の効率化をすすめる。

・民間出身の支部長から、地域の経済界とのパイプを活かして、事業主に対して保健事業の重要性を説明するなどの取組みを進める。また、加入者向けに行っている受診勧奨をさらに進める。

・保健事業の取組みについては、保健指導の在り方などを検討のうえ、今後の方向性を決めることとするが、まずは、健診事業について効率化の観点から受診券の配付方法の見直しを実施。

<仕分け前の改革案>



<仕分け後の改革案>

・健診受診券を直送方式(申請書の省略)に切替えの他、ITの活用等により、保健指導についても効率化を進める。

主な指摘事項

【Ⅲ 組織・運営体制】

1. 日本年金機構との一体的運営等により効率的な運営を図るべき。

- ・（社会保険庁が、協会けんぽと日本年金機構に分かれたことで）年金窓口と医療保険窓口が2つに分かれて、年金窓口は込んでも協会けんぽの窓口は空いていたりなど、かえって効率化になっていない面もある。国民への窓口としては、年金機構と調整のうえ何らかの形で両組織による一体的運営を図るべき。（大野仕分け人）

2. 企画部門の総人員を見直すべき。

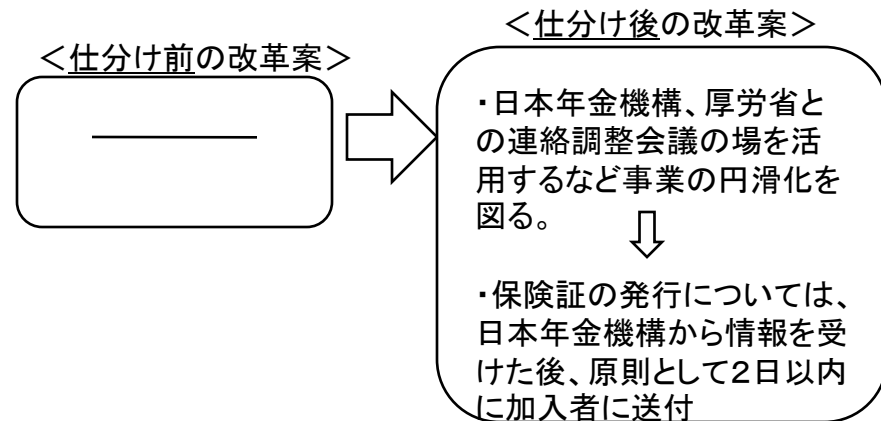
- ・ 企画部門の490人は総人員の23%と極めて多く適正とは思えない。本当に必要な業務に絞って効果・効率の高い運営とすることが必要。また、レセプト審査の業務フロー改善による、要員の見直しが必要である。（中山仕分け人）
- ・ 都道府県単位の保険者の統合再編を視野に入れると、規模・対象から見て、その存在が今後注目されるようになる。協会の組織については、我が国の医療保険制度を担うという役割も意識し、強化を図るべき。（宮山仕分け人）

改革案の更なる見直し内容

1. 日本年金機構との連携の強化

・日本年金機構、厚労省との連絡調整会議の場を活用するなどして、保険証発行業務など事業の円滑実施を図る。

（注）保険証の加入者への交付業務：日本年金機構において加入者資格を確認し、協会では、機構から情報提供を受けた後、原則として2日以内に、加入者に保険証を送付している。機構設立当初、機構の事務処理が遅れ、保険証発行に時間がかかることがあったが、上記連絡調整会議等において、早期の処理を強く要請した。近時、改善が図られていると承知。



2. 職員体制の見直し

・当協会では、業務部門が現金給付（支出の6%）の事務処理を担うのに対し、企画部門は保険者機能強化の中核であり、ジェネリックの使用促進、医療費分析など医療費（支出の49%）の適正化の業務を担っている。また、総務部門と併せて、自立した保険者としての機能（運営委員会・評議会運営、経理、人事、人材育成等）も担っている。よって全体の人員は極力抑制するとしても、業務量・現行配置を評価した上で企画部門は強化すべきと考えている。（なお、事務経費は、支出の0.6%）

・いずれにせよ、協会けんぽ移行時の削減、1年半の業務実績及び今後の保険者機能強化の方針を踏まえて、業務・システムの在り方の検討とともに職員の全体数・体制の見直しを検討する。

全国健康保険協会の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	9名	うち国家公務員出身者	3名	3名
		うち現役出向者	1名	0名
職員	2,145名 (このほか非常勤職員2,764人)	うち国家公務員出身者	0名	0名
		うち現役出向者	6名	6名
予算	(健康保険勘定) 9兆3345億円 (船員保険勘定) 487億円	うち国からの財政支出(※)	(給付・拠出金等に対する定率補助) 1兆1608億円 (健診・事務経費) 154億円	(給付・拠出金等に対する定率補助) 1兆672億円 (健診・事務経費) 218億円

* 役員数は22年4月1日現在、予算額は22年度の数値、うち国家公務員出身者(旧社保庁から移行した1800名を除いた数)・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの各年度の数値。

※ 健康保険勘定分を掲載。なお、船員保険勘定は、22年度は法定給付107億円、事務経費3億円。21年度は3か月間で法定給付22億円、事務経費4千万円。

《主な事務・事業》

事務・事業(※1)	予算(22年度)	うち国からの財政支出
保険給付(医療費・手当等)・他制度拠出等	8兆887億円	(※2) 1兆1608億円
健診等の保健事業	853億円	32億円
その他(被保険者証発行、レセプト審査等)	170億円	
被保険者証発行等	95億円	
レセプト審査	54億円	
広報、ジェネリック医薬品使用促進等	20億円	(※3) 2億円
一般管理事務	274億円	121億円
うち健診等の保健事業	(※4) 18億円	(※5) 8億円

※1 健康保険勘定について記載

※2 構造的に財政基盤が弱いことに着目した制度的な定率補助(保険給付の定率補助を7月から13%→16.4%に引き上げる法案が国会審議中)

※3 国の20年度補正予算で措置された介護保険料上昇抑制施策に係る広報経費

※4 一般管理事務のうち、人件費及びシステム経費分。人件費は、職員数で按分した額。

※5 保健事業分として交付されたものではないため、一般管理事務への国からの支出割合を乗じたもの。

《組織体制》

(法人に占める管理部門の割合)

		(全体)	26.1%
本部	4部1室15グループ(116人)	うち管理部門3部1室8グループ(68人)	58.6%
地方	47支部(2029人)	うち管理部門(491人)	24.2%

※企画部門は管理部門として整理。

